

都市計画法第53条申請について

○対象区域・・・都市計画施設（都市計画道路、都市計画公園等）の区域内

○対象となるもの・・・建築物の建築

※工作物（看板、塀等）のみ都市計画施設の区域内にかかる場合は申請不要です。

○許可の基準・・・「容易に移転、又は除却することができるもの」

1. 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
2. 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

☆都市計画施設にかかる部分の階数が2であっても、階数が3以上の部分と一緒になるような建築物の許可はできません。

☆東部土地区画整理事業区域内は、一部特例措置があります。

○提出書類・・・許可申請書2部（正・副）

添付書類⇒位置図（1/5,000）

配置図（1/500以上の実測図）

各階平面図（1/200以上）

2面以上の立面図（1/200以上）

矩計図（1/200以上）

委任状（申請者以外の方が手続きを行われる場合）

建蔽率、容積率の確認ができるように
敷地面積、建築面積、延べ面積の求積
表を記入してください。

○注意事項

・都市計画施設の区域内に建築物の建築を行わない場合、申請不要となります。今後事業に着手した際、現在の計画決定線から微動する可能性等が考えられますので、都市計画施設設計画線から余裕幅を1m程度確保し、余裕を持った建築計画に配慮いただくようお願いします。

・審査には目安として10日間（市の休日及び補正処理等に要した期間は含まない）を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

